

別紙様式 1

平成24年度 指定管理者運営状況点検・評価シート

対象施設名	徳島県日峯大神子広域公園 徳島県文化の森総合公園 徳島県蔵本公園 徳島県新町川公園	施設所在地	徳島市
指定管理者名	公益財団法人 徳島県建設技術センター	指定期間	平成24年4月1日～平成27年3月31日
施設所管課	都市計画課	【連絡先】	086-621-2568

1 施設の概要

・ 徳島県日峯大神子広域公園	
設置年月日	昭和50年1月14日（都市計画決定）
設置目的	徳島市と小松島市に接し、大神子海岸、日峯山等風光明媚な自然を有し、自然環境の保全を基調とした野外レクリエーションの拠点となる広域公園
施設内容	こども広場、キャンプ場、展望広場、園路、テニスコート、休憩所、駐車場
利用料金等	テニスコート（使用料は、徳島県都市公園条例の規定のとおり）
開館日・休館日等	常時開園（テニスコート及び大神子テニスセンターを除く）。 テニスコート及び大神子テニスセンター ・ 利用時間 午前8：30～午後9：00（3月1日～11月30日） 午前8：30～午後5：00（12月1日～2月末日） ・ 定休日 年末年始（12月31日～1月3日）及び 毎週月曜日（祝祭日にあたるときはその翌日）

・ 徳島県文化の森総合公園（博物館等の教養施設は本指定管理対象外）	
設置年月日	平成2年11月3日
設置目的	徳島県のこれからの1世紀がより輝いたものとなることを願い「置県100年目のモニュメント」として構想されたもので、本県の文化活動の中核施設として文化施設を一堂に集め、その周りに公園施設を配し、文化施設と公園施設を一体化した総合公園
施設内容	園路、広場、駐車場、遊具
利用料金等	該当施設なし
開館日・休館日等	常時開園

・ 徳島県蔵本公園（野球場等の運動施設は本指定管理対象外）	
設置年月日	昭和27年5月19日（都市計画決定）
設置目的	第8回国民体育大会四国国体の高校野球競技場として旧陸軍練兵場跡に、建設された運動公園で、県内スポーツの中核施設として整備された公園
施設内容	ちびっこ広場、園路、花壇、駐車場、遊具
利用料金等	該当施設なし
開館日・休館日等	常時開園

・ 徳島県新町川公園（郷土文化会館は本指定管理対象外）	
設置年月日	昭和30年3月19日（都市計画決定）
設置目的	徳島市中心部に位置し、徳島らしい特徴的な景観である新町川河畔区域で、いろいろなイベントの主会場となるとともに、日常的な利用や散策ができる県民いこいの広場として整備された公園
施設内容	園路、広場、あずまや、遊具
利用料金等	該当施設なし
開館日・休館日等	常時開園

2 指定管理者の業務

指定管理者の業務内容	利用促進業務 受付案内業務 メーカー等発注業務 修繕業務 植栽等維持管理業務 清掃・保守点検業務 警備業務（日峯大神子広域公園、文化の森総合公園） テニスコート維持管理業務
------------	---

3 施設の管理体制

管理体制	正職員 4 名 臨時職員等 5 名 計 9 名
	公益財団法人徳島県建設技術センター本部 公園管理事務所 正規職員 4名 非常勤職員 3名 （うち文化の森駐在1名） 臨時職員 2名

4 施設の利用状況

・ 日峯大神子広域公園テニスコート利用者数														
利用者数 （人）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
	24年度	2,650	4,302	3,370	4,534	5,334	2,635	2,085	2,607	2,929	1,619	1,581	3,539	37,185
	前年度	3,653	3,459	4,344	4,194	5,020	3,386	3,877	2,727	3,482	1,808	1,837	3,591	41,378
	前々年度	3,341	4,753	3,256	4,226	7,538	3,374	4,899	3,665	2,974	2,070	2,321	3,073	45,490
・ 日峯大神子広域公園テニスコート料金収入														
月別利用 料金収入 （千円）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
	24年度	775	896	624	904	885	478	418	514	573	401	439	691	7,597
	前年度	922	783	759	856	972	793	888	793	518	429	504	789	9,006
	前々年度	747	888	756	913	1,314	898	1,002	905	467	488	531	892	9,803

施設毎 利用料金収入 （千円）		庭球場						計
	24年度	7,597						
	前年度	9,006						
	前々年度	9,803						

5 収支の状況

項 目		平成24年度	平成23年度（前年度）	平成22年度（前々年度）
収入	指定管理料	177,975	199,500	199,500
	利用料金収入	0	0	0
	その他	997	313	258
	計	178,972	199,813	199,758
支出	人件費	51,217	61,819	57,026
	維持管理費	92,316	99,070	102,344
	諸経費	24,737	25,835	25,702
	計	168,270	186,724	185,072
収支		10,702	13,089	14,687

6 コスト削減・サービス向上に関する取組状況

コスト削減の取組	・ 人件費 公園管理事務所に9名（うち文化の森公園駐在1名）の職員を配置し現場管理を行う。 ・ 維持管理費 植栽管理費・清掃補修費・警備保障費の委託費の削減等。 ・ 諸経費 光熱水費・燃料費等のさらなる削減に努める。
サービス向上の取組	・ テニスラケット、ボールの無料貸出の実施 ・ 燈のぼり・七夕飾り等季節の風物の展示 ・ AED（自動体外式除細動器）の設置による緊急時の救命措置 ・ 車椅子の貸し出し ・ 花だよりや樹名板の設置

7 自主事業の取組状況

自主事業取組状況	・ テニス合宿の受入 ・ 硬式テニス教室の開催 ・ 公園イベントの開催 (ひのみねやまの工作教室、愛犬のしつけ教室、 ネイチャーゲーム大会、樹木観察会、第6回文化の森総合公園写真展示会) ・ 各種連絡会議の開催 ・ ボランティア清掃の実施 ・ ガーデニング教室の実施 ・ 地域ねご活動の実施 ・ 季刊誌「こうえん」の発行 ・ 県トクトク事業への参加 ・ ボランティア活動及び就業体験等の受入れ
----------	--

8 管理運営業務に係る点検・評価

項 目	評 価	点 検 結 果
①利用者ニーズの把握・分析と利用促進 ・利用者ニーズの把握 ・利用者ニーズへの対応 ・施設の利用促進	A	・日峯大神子広域公園3施設(テニスコート、海岸、こども広場)の利用者合計は、テニスコートの夜間照明の故障もあり、前年度を下回っている。 ・利用者ニーズの把握及び対応については、計画書どおり実施されている。
②自主事業 ・計画した自主事業の実施	A	・イベントについては計画どおりに実施され、また、災害用備蓄を進めるなど計画書を上回る事業が実施されている。 ・利用者アンケートにおいて、良好な評価を得ている。
③適正な維持管理 ・施設の保守管理・修繕 ・年間作業計画に基づく適正な維持管理 ・県備品等の適正な管理	A	・公園の状況に応じ、適切に維持管理・保守・修繕が実施されている。 ・県備品について、過不足なく、更新時の報告は適切に実施されている。
④収支計画 ・収支計画の達成状況 ・コスト削減の状況 ・外部委託の状況	A	・収入、支出ともに計画を上回っている。 ・日常的な点検を重視し、職員で補修、遊具の調整等を積極的に実施し、経費削減を図っている。 ・複数年契約や公園独自の歩掛かりを作成し、入札を実施している。
⑤管理運営体制等 ・管理運営業務計画書 ・職員の配置、研修計画 ・諸規程の整備 ・利用料金の徴収、減免 ・モニタリングの実施状況	A	・管理運営業務計画書に基づき管理を行っている。 ・県が承認した体制で業務を遂行している。 ・計画的に職員を研修に参加させている。 ・セルフモニタリングを実施し、改善・向上に取り組んでいる。 ・情報公開、個人情報保護等必要な諸規定が整備できている。 ・利用料金の徴収に係る諸帳簿等が整備されている。
⑥職員体制 ・職員の労働条件	A	・職員の労働条件について、事業計画書に記載した内容が確保されている。
⑦地域への貢献 ・地元雇用の状況 ・地元企業への業務委託	A	・職員はすべて県内雇用されている。 ・地元企業への業務委託に努めている。 ・県産材の優先利用など適切に調達されている。
⑧地域との連携 ・地元団体等との連携	A	・利用者協議会、連絡会議等を設立し、開催している。 ・計画に基づき、各種関係団体と連携して業務を行っている。 ・地域の団体との協働で、地域ねご活動を実施した。
⑨安全管理 ・安全管理体制、事故防止体制 ・災害等発生時の対応体制 ・マニュアルの整備、職員教育 ・個人情報保護への適正対応	A	・マニュアルのとおり、体制を整備している。 ・防災マニュアルの中で、通行止めの措置、連絡体制を規定している。 ・避難訓練を実施している。 ・施設賠償責任保険加入済。 ・個人情報保護要綱を整備し、職員に周知されている。

項 目	評 価	点 検 結 果
⑩環境への配慮 ・環境対策の状況	A	・不法投棄防止やゴミ箱・灰皿の撤去などを進めている。 ・緑のカーテンを実施している。
⑪その他 ・関係法令の遵守状況 ・情報公開請求への対応体制	A	・法定点検、各種届出を適正に行っている。 ・情報公開請求について、規程を整備している。
総合評価	A	適正な管理が行われている。

〈評価指標〉 S：協定書の内容や目標を上回る成果があり、優れた管理運営が行われている。
A：概ね協定書の内容どおりの成果があり、適正な管理が行われている。
B：協定書の内容や目標を下回る項目があり、さらなる工夫や努力が求められる。
C：管理運営が適正に行われたとは認められず、改善を要する。

※ 項目については、事業計画書と整合性をはかる。

9 その他（今後の課題及び対応等）